

Q11 1年生は班で下校していますが、ココフレンドへ参加する子はどうすればよいですか？

1年生の集団下校時にはココフレンドに参加する児童のグループ分けを学校にお願いしています。御家庭でも登校前に「今日はココフレンドに行く日だよ」と声を掛けていただくとよいと思います。慣れるまではスタッフも下校時の集合場所へお迎えに行きます。

Q12 夏休み中のココフレンドはどうなりますか？

夏休みなど長期休業中は、午前8時45分～午後4時30分です。プールや補習がある場合は、参加カードの備考欄にその旨、時間などを記入してください。ココフレンドに参加中でも時間になったらスタッフが声掛けをします。また、1日通して参加する場合は、お弁当を持たせてください。また、おやつのはき込みはできません。開室日はココフレンドだよりで確認してください。

Q13 夏休み中、昼食を食べに家に帰り、午後再びココフレンドに参加できますか？

夏休みなどの長期休業日の参加区分は、①午前のみ、②午後のみ、③1日通して参加の3パターンです。昼食を食べに家に帰った場合、午後の活動に再び参加することはできません。

活動中の写真を新座市ホームページやココフレンドだより等に掲載することがあります。
掲載を了承いただけない場合は、ココフレンドコーディネーターまであらかじめお申し出ください。

【保険について】

ココフレンド活動中及び自宅からココフレンドへの往復（通学路に限る）のケガについては、ココフレンドで加入する傷害保険（スポーツ安全保険）が適用されます。

スポーツ安全保険の補償内容について（抜粋）

①対象となる事故

ご登録いただいたココフレンドの管理下で行われる活動と、自宅と活動場所との通常の経路往復中の傷害・賠償責任事故及び突然死（注）を補償します。（学校管理下における活動中の児童の事故を除く。）

傷害保険（例）

- ココフレンドに参加した児童がケガをした。
- ココフレンドに参加後、帰宅途中にケガをした。

賠償責任保険（例）

- 活動中に、教室の窓ガラスを割ってしまった。
- ブランコをこいでいる児童に、児童が乗っていない別のブランコを動かして遊んでいた際、被害者にぶつかった。

突然死葬祭費用保険（例）

- 活動中に急性心不全で死亡した。
- （注）被保険者の親族が葬祭費用を負担した時に対象となります。

②補償額

傷害保険				賠償責任保険 支払限度額 (死亡・障害補償)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
死亡	後遺障害 (最高)	事故の発生時の日を含めて180日以内			
		入院日額 (入院1日あたり)	通院日額 (通院1日あたり)		
3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円

*注 入院、通院は1日目から補償されます。

スポーツ安全保険の詳細については、スポーツ安全協会のホームページにも掲載されておりますので、適宜ご参照ください。
「スポーツ安全保険」で検索 もしくは、URL <https://www.sportsanzen.org/hoken/> をご入力ください。